

川崎市総合教育センター運営会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市総合教育センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、センターに川崎市総合教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) センターの事業計画・報告に関すること。
- (3) その他センターに関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学校教育及び学識経験を有する者のうちから、総合教育センター所長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じたときは補欠委員を委嘱しその任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営会議に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、運営会議を代表し会議を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 運営会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 運営会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 運営会議の庶務は、センター総務室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めのあるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、委員長が運営会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。